

中播磨インフラツアー委託業務仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、中播磨インフラツアー委託業務の業務内容及び要件等を定めたものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。

2 業務の目的

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所（以下「甲」という）は、建設業の魅力発信による将来の担い手確保を図るため、中播磨インフラツアーを開催する。

受託者（以下、「乙」という）は、参加者が効果的にインフラ施設を学ぶことができるツアーを企画し、併せて中播磨地域の文化や歴史、観光資源を紹介する。

3 契約期間 契約締結日 ～令和9年1月29日（金）まで

4 委託業務の内容

中播磨の観光情勢を理解したうえで、地域の素材を活用した次の業務を実施すること。

なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、甲乙協議のうえ最終決定する。

（1）委託金額 中播磨インフラツアー委託業務企画提案コンペの審査結果に基づく

（2）業務

① 概要

中播磨地域のインフラ施設を効果的に学ぶことができる募集型ツアーを1回実施

② ターゲット

小学校中高学年（親子連れ）

③ 時期

令和8年10月中旬～下旬、もしくは11月中旬～下旬の休日1日

（概ね9時から17時までを想定）

なお、実施日については、借上バス等の手配を考慮し、契約後、最終決定する。

④ 定員

40名程度

⑤ ツアー行程

- ・ 日帰りツアー
- ・ 主要駅での集合・解散、借上バスによる移動
- ・ インフラ関連の現場視察の参考資料として、別紙『現場視察の候補』を提供するが、ツアー当日の現場稼働状況や施設の都合等も考慮し、契約後、甲乙の協議により、視察現場を最終決定するものとする。なお、当日の説明や現場でのバスの誘導などは、別途、甲にて対応可能。
- ・ 体験型の催しを組み込むなど、参加者が楽しめるよう工程を工夫

- ・ 観光スポット（施設・体験）は、『銀の馬車道公式ホームページ』等を参考に中播磨地域で魅力的な観光地を選定することとする。
- ⑥ 参加者の募集
HP・SNS等を活用して参加者を募集。
- ⑦ 参加費の徴収
ツアー中に必要となる昼食代は参加者から参加費として徴収すること。
- ⑧ 問合せ等への対応、当日の案内等
 - ・ ツアーに係る「各種問い合わせ」への電話対応業務
※荒天等に係る「ツアー中止」に係る問い合わせ等を含む
 - ・ 当日の受付および運營業務（乗車手続き、乗車案内）
 - ・ アンケートの配布、回収、結果とりまとめ（アンケート原本は甲が作成）
- ⑨ 参加者の保険加入
ツアー中の不測の事態に備え、保険に加入すること。
- ⑩ その他
 - ・ 添乗員 1 名
 - ・ 最小催行人数の設定なし（1 家族以上から出発保証）
 - ・ ツアー参加者 40 名程度の他に事務局職員等 1 名以上が同行（飲食代は事務局職員が負担）

5 運営上の要件

- （1）実施体制
統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- （2）甲との連携
乙は甲と協議を重ねながら業務実施計画を作成し、計画に沿って実施すること。

6 ツアー実施に係る留意事項

- （1）ツアー参加者に対し、①建設業について考える機会を与え、②ツアー内容や注意事項等を説明すること。
- （2）ツアー中に撮影した参加者の写真等を、県ホームページ等に掲載することがあることについて、参加者及びスタッフから承諾を得ること。
- （3）本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用、または第三者に提供してはならない。
- （4）業務の執行について、随時、甲に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- （5）業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- （6）業務の遂行に起因し、参加者を含めた第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、乙において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- （7）契約締結後であっても、ツアーを実施することが適切でないと甲が判断した場合はツアーを中止する場合がある。その場合、中止までに要した経費を甲は支出する。
なお、詳細については甲乙の協議により決定する。

- (8) 荒天等、乙の責によらない事由によりやむを得ずツアーを中止することとなった場合、中止までに要した経費を甲は支出する。なお、詳細については甲乙の協議により決定する。

7 著作権

本業務により 製作される成果物の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。ただし、成果物に乙または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、甲は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、乙はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、乙がその責任において対処すること。

8 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

9 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったとき、姫路土木事務所は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、姫路土木事務所は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 実績報告・成果物の提出

- (1) ツアーに関する以下の資料を作成すること。
 - ・ 実績報告書（A4カラー）※電子データ
報告書には、①募集方法、②参加者の応募及び決定状況、③ツアーの実施状況、④アンケートの集計結果、⑤ツアー効果、⑥建設業の魅力発信に繋がる改善点の提案をとりまとめるうえ、提出すること。
- (2) ツアー中に撮影した写真（電子データ：J P E G）
- (3) その他当該業務において作成した成果物

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、姫路土木事務

所が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が姫路土木事務所との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員及び会計検査院の検査対象等となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、事業終了後においても守秘義務があること。

13 その他

その他、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議を行うものとする。